

笠岡市・里庄町における市民後見人の養成及び活動について

市民後見人とは

住み慣れた地域で安心して暮らしたいというのは誰もが希望することですが、認知症や知的、精神的な障がいなどの状況によっては判断能力面でのお手伝いが必要になってきます。そのようなご本人様の権利をおまもりするために平成12年に「成年後見制度」がスタートしました。この制度において、今まで成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」）になるのは、ご親族様をはじめ、弁護士や司法書士、社会福祉士などの法律、福祉分野における専門職が主でしたが、現在、成年後見人等の新たな担い手として、「市民後見人」が注目されています。

市民後見人とは、法律、福祉分野の専門的な資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理が高い一般住民が、成年後見制度に関する一定の知識や態度を身に付けて成年後見人等として活動することを指し、認知症高齢者が急増している今日において、国をあげてその養成や活動支援について推進されています。

市民後見人は、住み慣れた地域で生活するご本人様を地域で支えていく「地域福祉」の理念に基づき、ご本人様にとって、より身近な存在である一般住民の方が成年後見人等として活動することで、住民目線で生活状況を見ていくことができるため、ご本人様に仕事として関わる専門職では気づかない小さなことへの配慮が可能になるというメリットがあります。また、ご本人様が近隣住民の方々と良好な関係を保ちながら生活できるように、市民後見人が地域に対して働きかけたりすることで、地域の福祉意識の向上につながり、単に後見活動をするだけにとどまらず、結果として「地域福祉の推進役」としての役割を担うことが期待できます。

市民後見人養成課程の概要

笠岡市・里庄町市民後見人養成課程は、当社協（かさおか権利擁護センター）が笠岡市・里庄町から委託等を受けて実施しており、約2年間をかけて市民後見人を養成するものです。

●笠岡市第6期・里庄町第5期市民後見人養成カリキュラム（予定）

令和元年度（基礎課程）							令和2年度（応用課程）													
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
受講説明会	セットアップ研修 受講者決定面接会 (2回)	岡山県開催養成講座 (月3回程度)	岡山県開催養成講座 (月3回程度)	岡山県開催養成講座 (月3回程度)	福祉研修会 (月1回)	福祉研修会 (月1回)	基礎課程修了時レポートの作成		応用研修会 (月1回)	応用研修会 (月1回)	応用研修会 (月1回)	福祉施設等実践研修 (施設等3か所／各施設半日程度)			応用研修会 (月1回)	応用研修会 (月1回)	応用研修会 (月1回)	応用課程修了時レポートの作成	修了認定面接会	修了証授与式

※岡山県開催養成講座：10月～12月の間に全7～8回程度（主に日曜日、1回のみ平日に開催される予定です）

※セットアップ研修会、福祉研修会、応用研修会は、かさおか権利擁護センターが開催（研修日はいずれも平日午後から2時間程度となります）

市民後見人の活動について

市民後見人養成課程を修了した方は、かさおか権利擁護センターが管理する「市民後見人バンク」に登録していただけます。市民後見人が成年後見人等として活動するのに妥当なケースが発生した場合、ご本人様と市民後見人バンク登録者とのマッチング（受任調整）をさせていただきます、家庭裁判所へ成年後見人等候補者として推薦します。

市民後見人の活動形態は、かさおか権利擁護センターと市民後見人がそれぞれ家庭裁判所から選任を受ける「複数後見方式」で活動していただけます。

